

綾部市創生総合戦略（案）に対する意見の内容と市の考え方

No.	章	提出意見	意見に対する市の考え方
1	全体	計画期間は3年と短期計画であり、戦略人口の実現に向けた効果が本当に期待できるのか、なぜ中長期計画としないのか、市総合計画の改訂とつじつま合わせの計画のための計画であってはならないと思う。	国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の計画期間が、令和5～9年度であることを踏まえ、令和9年度までの計画として整理したところです。 ご意見のとおり、計画期間は3か年と短期ではありますが、「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」からの連動性や継続性を持たせつつ、各種施策を展開してまいりたいと考えています。
2	全体	本計画案は、「第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の核としたコンパクトシティ構想の枠組みから抜け出しておらず、本市の人口問題への有効な施策とは言いがたい。人口減少が進む地域・地区おこしに係る良い施策も記載されているため、官民のすみ分け、連携に留意しつつ、「住んで楽しい綾部づくり」に資するそれら施策に重点的に財政投入することとし、人口減少の緩和を図るべきと考える。	移住定住促進施策や結婚・妊娠・出産・子育てが安心してできる環境づくり、住みたくなるまちづくり等により、人口減少の「緩和策」を展開するとともに、コンパクトなまちづくり等、人口減少社会への「適応策」を講じることで、持続可能性のあるまちづくりを進めます。 いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。
3	全体	本計画案に示された施策の多くは既往の施策の焼き直しが多い。 ・第5章施策中、新規施策の割合及び投入予算の目安をどのように考えているか。 ・市民の関心も高い新規施策にマーキングするとともに、アピールポイントを記述すべきでは。	本計画は、「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」をベースに、新たな動向なども反映した内容とするため、「デジタル技術の活用」「ジェンダーギャップの解消」「多文化共生の実現」「ゼロカーボンシティの推進」の4つを重点検討事項として新たに取り込んでいます。 具体的な事業内容や事業予算については、毎年度の予算編成において精査して決定していきたいと考えています。
4	第4章	調査結果に定義を欠く主観的、誘導的な表現は使うべきではなく、図表から誰もが理解できる表現に改めるべき。例えば「評価した重要施策 42 施策のうち目標値に達し達成率が80%以上のものは27 施策（64.3%）でした。」と表現するなど客観的、常識的な表現を用いるべきと考える。	ご意見を踏まえ、下記について、赤字のとおり修正します。 「 評価した重要施策 42 施策のうち目標達成率が 80 % 以上の施策は 27 施策（64.3%）であり、一定の施策の実施状況に改善がみられた。 」
5	第4章	調査結果の詳細について、基本戦略1～4ごとに総計 11 施策の事務事業の評価結果が示されているが、達成率算定の計算式及び算定の母数となる令和6年度目標値の設定時点が不明で適切性に疑問がある。	達成率については、「令和5年度実績値／令和6年度目標値」で算定しています。また、評価及び効果検証を翌年度に行うため、令和6年度目標値は原則として年度末時点の数値としています。
6	第5章	「高速道路網のクロスポイント及び京都舞鶴港の後背地という利点を生かした物流拠点形成の推進」について、「新たな物流ネットワークの形成推進」にした方がよい。 物流業界の課題である「環境問題」や「人手不足」などについて、地域の物流関連事業者が集まって調査研究する仕組みづくりこそ	京都府の総合計画（令和5年4月～）における「産業創造リーディングゾーンの形成（環日本海物流促進）」の中で、北部物流拠点に本市が位置付けられていることなどの状況を踏まえ、北部物流拠点整備の早期実現について京都府へ要望しているところです。 なお、ご意見をいただいた物流業界における

		必要だと思う。	課題等の調査研究については、京都府主催の勉強会などを通じて状況を把握し、施策に生かしていきたいと考えています。
7	第5章	これまでの施策として、綾部工業団地の造成と企業誘致を中心に進めたことにより、市の財政、雇用の両面から大きな効果があったものの、工業団地における労働者の過半は市外から通勤し、業種も限定的である。ベンチャー企業の創業サポート等により企業の伸長と団地効果による人口増加がどの程度望めるか疑問がある。 徳島県神山町がIT基盤を整備したことにより、全国的に知られるようになった事例からも、従来からの発想の転換により、多様な企業誘致を目的とした誘致セールスや情報発信を行うべきと考える。まず、そのための専門知識を有する職員の養成等を併せて行うべきと考える。	企業誘致を目的とした誘致セールスや情報発信については、多くの企業が参加する展示会でのPR活動、出展やホームページ等による情報発信を行っているところです。 また、企業誘致に携わる職員の養成については、京都府市町村企業誘致推進連絡会議や電源地域振興センター等が開催する研修へ参加するなど専門知識の習得に努めているところです。 引き続き地域特性に応じた誘致活動を行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。
8	第5章	農業基盤整備によってほ場区画の拡大や農業機械の大型化が推進されているが、オペレーターや農地所有者の高齢化等による後継者問題が喫緊の課題と思われる。 「認定農業者や農業生産法人等、経営体の効率的かつ安定的な育成」「農業法人等と連携した人材育成や新規就農希望者への支援」が記載されているが、具体的な施策内容は不明である。 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を保存し、経済成長にも寄与する会社法人、農地所有適格法人等の農業参入を積極的に推進する施策を講じるべきと考える。	ご意見のとおり、本市としても農業者の高齢化、担い手問題は課題と考え、関係機関と連携し、これまでから担い手の育成・農業生産法人の支援に取り組んでいるところです。 本市では、現在、地域計画を策定するため、関係機関や地域の方々とともに、地域で守るべき農地や地域内の農業の担い手について、農地1筆ごとに農地利用者を明確化する「目標地図」の作成に取り組んでいます。 今後とも、地域の意向を確認しながら、担い手が不足する地域については関係機関と連携し、担い手育成を推進していきたいと考えています。
9	第5章	「③特産品等の開発、販路拡大及び生産振興」について、京都府のフードテック構想と関連付けて書いた方がよい。	京都フードテック基本構想は、食を取り巻く社会情勢の急激な変化を踏まえ、世界に誇る京都の食文化や栽培技術、最先端技術を融合させ、京都の農林水産業を含む食関連産業の振興を目的に、京都府が令和5年3月に策定されたものです。 本戦略は本市として担うべき施策を取りまとめたものであり、「京都府のフードテック構想の関連付け」については、必要ないものと考えています。
10	第5章	寺山・四尾山でのトレイルラン事業を開催してほしい。	本市の特性を生かしたスポーツ観光として、地域や関係団体と連携し、サイクリングやカーンに関わる事業を展開してきました。 今後とも、市民の健康づくりの増進はもちろん、水源の里をはじめとする本市の豊かな自然を全国に発信する機会について検討していきたいと考えています。
11	第5章	「綾部市空き家バンク事業実施要綱」には、市内への定住等を希望する者に対し、空き家	「空き家バンク事業」の登録空き家は、売却物件がほとんどであり、賃貸物件が非常に少

		の紹介、その他定住等に関する総合的な支援を行うとある。この目的の解釈幅を少し広げ、大災害時に安全な地域に仮住まいできる制度をつくり、空き家の有効活用と、仮設住宅建設の非常時対応との双方の問題を解決できないかと考える。 南海トラフ地震など広域が被災すると、近隣地域での住まいの提供は必須となる。空き家のライフラインなど修繕にかかる費用と、仮設住宅の建設費用とが見合うものであれば、他府県自治体との調整が可能では。	ない状況です。 災害時の住まいの確保については、本市だけでは対応できない事態に備えて、近隣市町など関係自治体との災害時の応援協定を締結し、相互協力の体制を構築しています。また、民間企業等の物資の提供や輸送等に関する協定締結など、有事には民間の力をお借りしながら復旧・復興できる体制を整備しています。 なお、災害時等には、仮設住宅として公営住宅の空き室を提供しているところです。 いただいたご意見は今後の取組の推進に当たって参考とさせていただきます。
12	第5章	地方でも若者・女性がより活躍できるよう、若者によるまちの賑わいづくり、イベント開催や飲食販売などの小規模での開業、婚活事業などへの支援をお願いしたい。	若者や女性が活躍できる環境づくりは、人口減少の「緩和策」と人口減少社会への「適応策」いずれにとっても重要と考えており、本市では、「にぎわいづくり補助金」「婚活支援事業費補助金」によるイベント支援等や文化・スポーツ団体への補助等を通じた各種イベント開催など、若者等の交流する場の提供に努めているところです。 開業については「チャレンジショップ支援事業費補助金」による創業支援や、「空き店舗活用支援事業」による市街地の空き店舗への出店支援なども行っています。 今後も引き続き必要な支援を行ってまいります。
13	第5章	地域・地区の活性化やにぎわいを取り戻し、住みたくなる地域とするため、主要幹線道路（府道1号線、9号線、74号線等）沿いの一部地域の農業振興地域指定を解除し、商業施設やIT企業の事務所等の建設を誘導すべきと考える。	農業振興地域における農用区域は、今後農業上の利用を図るべき区域として、農振法の条件等に基づき、農業振興地域整備計画に定めた区域です。本市は、この計画の中で、知事が同意した農業振興地域を今後農業用に活用する区域と非農業用の区域に区分しております。農業振興地域整備計画の見直し時には、都市計画マスタープランと調整を図りながら、社会情勢の変化に適切に対応した計画策定に努めます。 また、具体的な土地利用の見直しについては、地域の実情や市民の意見を踏まえて慎重に検討し、総合的な視点で施策を進めていきたいと考えています。
14	第5章	基本戦略4施策1の①及び②の施策では、買物難民等の根本的問題の解消に繋がらず、社会生活の激変により生じた市民の生活権への配慮は規制の破壊にならないと考える。	計画的な土地利用の促進については、様々な課題を総合的に勘案し、効果的な施策を推進していきたいと考えています。 公共交通の活性化については、綾部市地域公共交通計画に基づき推進しています。幹線を中心にあやバスや民間事業者が運行を担ってきましたが、人口減少や高齢化の進展等により、交通空白地を中心にきめ細やかな対応が求められています。持続可能な公共交通の

			実現に引き続き取り組むとともに、自家用有償運送制度を活用するなど、地域住民の皆様にも主体となって地域の公共交通を支えていただきたいと考えています。
15	第5章	市街地周辺に防災備蓄拠点を整備されたい。	綾部市地域防災計画では、災害時に多くの避難者が発生した場合、指定避難所での備蓄品や食料、日用品の管理が困難となるため、広いスペースを有する公共施設を「物資配送センター」として開設し、物資の効率的な配送と公平な配分を行い、管理すると明記しています。 平成30年7月豪雨災害では上杉町の研修センターで、令和5年台風第7号災害では物部営農指導センターでそれぞれ災害ボランティアセンターを立ち上げ、救援物資を受け入れました。 災害時の迅速な対応と市民の安全確保の観点から、防災備蓄拠点の整備は非常に重要です。今後の防災計画の中で詳細に検討を進め、安全で迅速な物資供給が可能となる体制の構築に努めてまいります。